## 「三重県性暴力の根絶をめざす条例(仮称)」中間案に対するご意見と県の対応、考え方

- (1) 意見公募期間:令和7年3月18日(火)から令和7年4月16日(水)まで(30日間)
- (2) 意見数:92件(15名)
- (3) 意見の概要及び意見に対する県の対応、考え方:下表のとおり

## 項目別意見数

項目	件数
全般に関する意見	2 件
前文 に関する意見	3 件
第1条(目的) に関する意見	3 件
第2条(定義) に関する意見	17 件
第3条(基本理念) に関する意見	9 件
第4条(県の責務) に関する意見	4 件
第5条(県民等の役割) に関する意見	1 件
第6条(市町の役割) に関する意見	2 件
第7条(学校等の役割) に関する意見	3 件
第8条(事業者の役割) に関する意見	1件
第9条(医療機関の役割) に関する意見	3 件
第10条(民間支援団体の役割) に関する意見	1件
第11条(推進体制の整備) に関する意見	1件
第12条(推進計画) に関する意見	3 件
第13条(人材の育成及び支援) に関する意見	3 件
第15条(予防教育等の推進) に関する意見	10 件
第17条(性暴力の根絶をめざす月間) に関する意見	3 件
第18条(総合的な相談体制の整備等) に関する意見	3 件

第19条(早期発見及び早期対応) に関する意見	1件
第20条(性暴力被害者等に対する支援) に関する意見	3 件
第21条(三重県犯罪被害者等支援条例への委任) に関する意見	2 件
第22条(性暴力の再発防止) に関する意見	7 件
第23条(性暴力が発生しない環境づくり) に関する意見	6 件
第24条(個人情報の保護) に関する意見	1件
第25条(財政上の措置) に関する意見	1件
合計	93 件

(注) 重複計上しており、意見数と合計が一致しない(1つの意見で複数の条項に該当するため)

## 対応状況別意見数

対応区分	件数
① 反映する:最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	37 件
② 反映済:意見や提案内容が既に反映されているもの。	4 件
③ 参考にする:最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	37 件
④ 反映は難しい:反映または参考にさせていただくことが難しいもの。(県の考え方や、施策の取組方向等と 異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。)	12 件
⑤ その他:①~④に該当しないもの。(中間案から削除した文言に対する意見)	2 件
合計	92 件

対応区分

①反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。

②反映済 意見や提案内容が既に反映されているもの。

③参考にする 最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。

④反映は難しい 反映または参考にさせていただくことが難しいもの。

・県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。

・事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。

⑤その他 ①~④に該当しないもの。(中間案から削除した文言に対する意見)

番号	該当 箇所	意見	対応 区分	意見に対する考え方
1	全般	学校等の設置者は、子ども及びその保護者に対して、その発達の段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育又は啓発を行うよう努めることや性暴力被害者等の支援の必要性及び二次被害の防止について、県民の理解促進のため広報・啓発活動その他の必要な施策を講じ、県民が性暴力の根絶に自主的かつ積極的に取り組めるよう、気運の醸成を図ることを規定するとあるが、学校現場としてどのような教育内容、指導事項等が必要なのかをわかりやすく提示するとともに、教育現場の業務が過多にならないよう、現場の実情に応じた支援が必要に感じます。(専門の講師派遣による対応)推進計画を含め、丁寧な議論をしながらとりくむ必要があるように思う。		第12条第3項において、推進計画の策定の際には県民等の意見を反映するために必要な措置を講ずると規定しており、県民など広くご意見をいただきながら策定を進めていきます。
2	全船	条例全体で頻出する「めざす」について、条例では一般的に常用漢字を用いることとされており、既存の三重 県条例で「めざす」を用いる例がないことはないが、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重 県づくり条例」など大多数の既存条例では「目指す」が用いられていることも踏まえ、「目指す」としてはど うか。		県の総合計画である「みえ元気プラン」において「めざす」を使用していますので、表記を合わせています。
3	前文	その被害を見逃すことなく早期に発見し、「被害者とその家族を」支援する事が必要である。一番近くにいる 家族も一緒に支えることが重要と考えます。	1	ご意見をふまえ修正します。
4	前文	13行目からの「被害者に長期にわたり心身に深刻な影響を与え」について、表現としてこなれていないよう に思うので、「被害者の心身に長期にわたり深刻な影響を与え」としてはどうか。	1	ご意見のとおり修正します。

番号	該当箇所	意見	対応 区分	意見に対する考え方
5	前文	18行目からの「心身の」について、「子どもの心身」であることを明確にするため、「その心身の」として はどうか。	1	ご意見のとおり修正します。
6	第1条	「法令()に定めるもののほか」について、「法令」というのは雑漠に過ぎるし、目的規定において関係法令と相乗的に目的を達成することを規定する際は通常「相まって」を用いるので、「○○に関する法令()と相まって」としてはどうか(○○には、「性暴力の根絶をめざす施策」や「性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援」、「性暴力の根絶等」などが考えられる。)。		ご意見をふまえ、「法令と三重県犯罪被害者等支援条例と相まって、」に修正します。なお、どのような法律と 関連するかは逐条解説等でお示ししていきます。
7	第1条	「性暴力を根絶し、()者を支援することで、県民等が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与する」について、「性暴力を根絶し、()支援すること」が本条例の直接的な目的であり、「県民等が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与する」は本条例の終局的な目的であると考えられるので、目的規定の一般的な形にのっとり、「性暴力を根絶し、()者への支援を図り、もって県民等が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与する」などとしてはどうか。	1)	ご意見のとおり修正します。
8	第1条	「性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進するため」について、第1条では「性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ計画的に推進」とあることを踏まえ、「性暴力の根絶をめざす施策を総合的、計画的かつ効果的に推進するため」としてはどうか。	1)	第1条を「総合的かつ効果的に推進するため」に修正します。

番号	該当 箇所	意見	対応 区分	意見に対する考え方
9	第2条第1号	悪質ホストクラブ、アダルトビデオへの出演強制など、社会問題化を引き起こしている言葉・文言は明記すべきである。また、加害者が個人によるケースと共に、グループ、団体等、複数によるケースも多数実在する事から、加害者の捉え方として、個人と複数に分けて、想定する必要があると考える。 ※条例全体において加害者が個人の場合を想定しているように感じるので、加害者がグループなど複数のケースも想定して、それぞれの項目を構成したほうが良い。特に、複数のケースは悪質性、継続性、再発性が高く、被害者が多数に上るケースがある。これは社会全体で性暴力を根絶する必要がある事を示唆している。ここへの意識醸成は傍観者を作らない事に繋がり、県民としての役割を認識しやすくすることにもつながると考えます。	(3)	社会問題化している事象を全て記載することには限界が あることから、いただいたご意見については、逐条解説 等でお示ししていくとともに、今後の施策の参考とさせ ていただきます。
10	第2条 第1号	「同意(自由な意思により自発的に与えられるものをいう。)」について、福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例において同様の「同意」の定義がなされてはいるものの、「同意」とは一般的に「他人の行為に賛成の意思を表示すること」をいうものであり、「自由な意思により自発的に与えられるもの」では「同意」の定義としてかなり無理があるように思われるので、「同意(自由な意思により自発的に、他人に特定の行為を行いたい旨の意思表示をし、又は他人の特定の行為に係る意思表示に対し承諾の意思表示をすることをいう。)」などとするか、せめて「同意(自由な意思により自発的に与えられるものに限る。)」としてはどうか。	1	ご意見をふまえ「自由な意思により自発的に与えられる ものに限る。」に修正します。
11	第2条 第1号	「(その者に対して接触する行為に限らず非接触的なものも含む。)」について、条例の表現としてこなれて おらず違和感があるので、端的に「(その者に対して接触することのない行為を含む。)」としてはどうか。	1)	ご意見をふまえ「その者に対する物理的な接触に限らない。」に修正します。

番号	該当	意見	対応 区分	意見に対する考え方
12		「性的な問題に関する身体、自由、精神、尊厳その他その者の権利利益を害する行為」について、「性的な問題に関する」や「その者の」の後続する語句へのかかり方が適切ではない(例えば「性的な問題に関する身体を害する」というのは日本語として違和感があるし、「その者の」は「身体、() 尊厳」にもかかるべき)と思われ、また、一般的な法制執務のルールにのっとると、「○○であって、」で受ける場合、○○を繰り返さず「もの」で受けるのが一般的なので、茨城県性暴力の根絶を目指す条例も参考にし、「性的な問題に関しその者の身体、自由、精神、尊厳その他の権利利益を害するもの」としてはどうか(なお、茨城県条例では、「その他その者の権利利益」としているが、「身体、() 尊厳」が「権利利益」の一部であることは明らかであり、それより前の語句が例示であることを示す「その他の」を用いれば、「その者の」を2回使用しなくて済むので、「その他の権利利益」とするほうがよいと思われる。また、「性的な問題に関し、」の「、」はないほうが語句の固まりが明確になると思われる。)。		条文の見直しに伴い、該当部分は削除しています。
13	第2条 第2号	「(その犯罪事実が前号に該当するものに限る。)」について、前号では、「性暴力」を「性犯罪()その他()行為」と定義しており、定義が循環して自己撞着をきたしている。前号の「その他」以下の要件に該当するということを言いたいのだと思うが、その場合は、「(その犯罪事実が特定の者の性的な問題に関する権利利益に係るものに限る。)」などと改めて要件を書き下すべきではないか。せめて前号の「その他」を「その他の」とし、前号の「その他」以下の要件が「性犯罪」を含む性暴力の一般的定義であるようにすべきではないか(現在の定義では、「性犯罪」と「その他()行為」は並列の別物と解釈されることになり、循環論法の弊害はより深刻と思われる。)。		ご意見のとおり修正します。
14	第4号・	「暴力」について、どういう行為なのか漠然としており、本条例のキーワードである「性暴力」とも紛らわしいので、既存のDV防止施策等との整合性を図る観点からも、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律のように「暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)」と定義してはどうか。その場合、「次号において同じ。」として、第2条第5号にも定義を及ぼす必要がある。	3	ご意見をふまえ、その考え方を逐条解説等でお示ししていきます。
15	第2条 第7号· 第8号	「相手」について、第2条第1号では「特定の者」としており、平仄が合っていないので、「特定の者」に統一してはどうか。その場合、「当該相手」も「その者」に改める必要がある。	1	ご意見のとおり修正します。

番号	該当 箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
16	第2条 第7号	「又は相手の意思に反する性的な言動」について、表現の繰り返しを避ける観点から、また、このままだと「(性的な関心やを含む。)」が及ばないので、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条第1項に即して、「又は当該性的な言動」とすべきではないか。	1	ご意見のとおり修正します。
17	第7号	「社会生活上他人と共有する環境」について、福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例ではこのような表現が用いられているものの、違和感があるので、茨城県性暴力の根絶を目指す条例に倣って、「社会生活上の環境」としてはどうか。	1	ご意見のとおり修正します。
18		アスリート等盗撮に関して、「性的な意図をもって」の証明は困難であり、不適切な性的部位(プライベート パーツ)に集中した撮影に対して規制をかけるべきだと考えます。	<b>(4</b> )	アスリート等盗撮については、例えば単なる記録のためや報道のための撮影など本来許されるべき行為と望まざる行為との判別が困難であり、規制することは困難であることから、まずは、性的な意図を持った行為は性暴力であり根絶すべき行為であると定義することで、発生防止に向けて取り組むこととしています。
19	第2条 第10号	「アスリート等盗撮」という定義語について、定義内容に「アスリートが一切出てこず違和感があるので、定義語を「性的意図盗撮」などに改めるか、「人の姿態又は部位を撮影する行為」を「アスリートその他の人の姿態又は部位を撮影する行為」に改めるなどしてはどうか。		県民に広く認知していただけるよう、社会上問題となっている行為として認識していただける原案のとおりとします。
20	第2条 第13号	「当該性暴力によって受け、若しくは引き起こされた」について、「当該性暴力によって受け」と「当該性暴力によって引き起こされた」は、「身体的被害」と「精神的被害」のいずれにも並列でかかると思われるので、「当該性暴力によって受け、又は引き起こされた」とするべきではないか。		ご意見のとおり修正します。
21	第2条 第14号	「周囲の偏見や」について、「や」は、条例で用いるには口語的に過ぎるので、「周囲の偏見、」としてはどうか。	(4)	三重県犯罪被害者等支援条例での定義と合わせるため、 現在の規定とします。

番号	該当 箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
22	第2条 第14号	「心無い言動」について、条例で用いる表現としては曖昧模糊としすぎているように思うので、削ってはどうか。「誹謗中傷」で事足りるように思われる。	4	三重県犯罪被害者等支援条例での定義と合わせるため、 現在の規定とします。
23	第2条 第14号	「インターネットを通じて行われる誹謗中傷」について、インターネットで行われるものに限定する必要がないと思うので、単に「誹謗中傷」としてはどうか。もしインターネットを通じて行われるものを特出ししたいのであれば、「誹謗中傷(インターネットを通じて行われるものを含む。)」としてはどうか。	4	三重県犯罪被害者等支援条例での定義と合わせるため、 現在の規定とします。
24	第2条 第14号	「報道機関等による過剰な取材」について、「プライバシーの侵害」で事足りるように思うし、報道機関の取材の自由は十分に尊重されなければならない中、何が「過剰」かの判断はなかなか難しいと思われるので、削ってはどうか。	4	三重県犯罪被害者等支援条例での定義と合わせるため、 現在の規定とします。
25		「子ども」を「十八歳未満の者」と定義しているが、十八歳以上でも高校等に在籍している者は十八歳未満の者と同様に「子ども」として性暴力から特に保護する必要性があると思うので、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(いわゆる「こども性暴力防止法」)における「児童等」と同様の定義とすべきではないか。	3	子どもについては現在の定義のままとしますが、18歳以上の生徒も在籍しているため、条文中では学校等に在籍する者としています。ご意見をふまえ、考え方については逐条解説等でお示ししていきます。
26	第3条 第3号	支援を求める声をあげやすくするだけにとどまらず、可能な限りにおいて被害者の心の叫び、加害者を糾弾する声(本人・家族・支援者)などをあげやすくすること、その機会を確保することは重要。こういった声や被害者の真の苦しみを社会全体で共有し、"許さない"との意識を醸成する事が重要であると考える。	3	被害者の心情に寄り添うため、第19条において、警察その他の関係機関と連携を図るものとしているところです。いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
27	第3条 第3号	「差別や偏見等」について、「や」は、条例で用いるには口語的に過ぎるので、「差別、偏見等」としてはど うか。	1)	ご意見をふまえ「差別及び偏見等」に修正します。

番号	該当 箇所	意見	対応 区分	意見に対する考え方
28		支援は関係機関が連携し迅速かつ的確に途切れることなく支援が「提供されなければならない。」です。各団 体の支援体制を作ることを義務としなければ、今の状況と何ら変わることがないとおもいます。	(3)	県条例において、関係機関の支援を義務化することは困難ですが、推進計画の策定や今後の支援施策を展開するにあたって、関係機関による支援がなされるよう取り組んでいきます。
29		「まずは、子どもが性暴力を防止する知識を身につける教育及び啓発を行うとともに」に関して 子どもたちに対する教育や啓発の効果は否定しませんが、第一には大人、社会に対する予防措置を優先するべ きであると考えます。のちの条文で触れられている「市町、学校等及び事業者に対する情報の提供、広報及び 啓発」の徹底と、日本版DBSなどの積極的な利用が謳われるべきであると考えます。		子どもが性暴力による被害に遭わないことが望ましいことですので、子どもへの教育・啓発を先に述べることとしています。
30	第3条 第5号	「子どもの健全な成長発達に重大な影響を及ぼす極めて重大な人権の侵害」について、「重大」が繰り返され 違和感があるので、「子どもの健全な成長発達に多大な影響を及ぼす極めて重大な人権の侵害」などと表記を 工夫してはどうか。		ご意見をふまえ修正します。
31	第3条 第5号	「まずは、」について、「まずは」がかかる部分を明確にするため、「、」を削ってはどうか。	(5)	条文の見直しに伴い、該当部分は削除しています。
32	第3条 第5号	「早期発見並びに被害を受けた子どもの迅速な支援」について、つなぐのは2つの語句だけと思われるので、 「早期発見及び被害を受けた子どもの迅速な支援」とすべきではないか。	1	ご意見のとおり修正します。
33	第3条 第5号	「県、県民等、市町、学校等、医療機関、民間支援団体」について、法制執務の一般的なルールにのっとり、 「県、県民等、市町、学校等、医療機関及び民間支援団体」とすべきではないか。	1	ご意見のとおり修正します。
34	第3条	子どもへの性暴力は自身が回避する事が困難であることや家族からの暴力もある為、子ども「とその家族」が防止する知識を身に着け、被害が発生した場合は子ども「とその家族」への迅速な支援のために連携協力すること。としてほしい。被害を受けた子どもの支援は当然ながら、一番近くにいる家族が精神的に落ち込み傷つき、さらに被害児を傷つけることがあってはならないと考えるからです。 「四」を義務規定にすることで「五」につながります。	1	ご意見をふまえ「子ども及びその家族」に修正します。

番号	該当 箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
35	第4条 第1項	「性暴力の根絶をめざす施策を総合的に策定」について、第1条では「性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ計画的に推進」とあることを踏まえ、「性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ計画的に策定」としてはどうか。		第1条の修正をふまえ、原案のままとします。
36	第4条 第1項	「策定し、実施する」について、法制執務の一般的なルールにのっとり、「策定し、及び実施する」とすべき ではないか。	1	ご意見のとおり修正します。
37		支援に関する情報の収集及び活用に留まらず、加害者が性暴力等に及んだ身体的、心理的メカニズムや背景の分析に関しても個別事案ごとに行い可能な限り解明し、再発防止、予防への施策に反映すべきと考えます。 ※性教育が予防に重要である。にもかかわらず、加害に及ぶ、一線を越えてしまう要因(特に男性の性欲、その質と量)について調査・分析・解明がなされない限り、根絶は困難ではないでしょうか。		同条に規定する支援に関する情報の収集を通じて、どのような対策が可能であるか、施策の構築にあたって生かしていきます。
38		基本理念にのっとり施策を実施する責務を有し、実施に当たり国、市町、民間支援団体、その他の関係機関と相互に連携を図り、3,被害者等に関する情報の収集及び活用に努めるものとする。とありますが、どこが性暴力の実態、件数、対応方法、連携方法、情報の共有、そしてその施策の問題点と改善をするのでしょうか。現状支援体制がバラバラでわかりにくく、継続されず、県民周知がされていないと思います。やはり、県が中心となって、支援体制を構築するべきであると考えるため「情報の収集と活用をする。」または「せねばならない。」が正しいと思います。	1	ご意見をふまえ義務規定とします。
39	第5条 第2項	被害者等に対する支援に向けて・・と共に加害者にならない(生まない)ための行動や意識啓発(声かけ)なども必要と考えます。 ※傍観者を作らない事、その雰囲気の醸成が根絶に向けて何より重要と考えます。	l	性暴力の根絶をめざす施策のひとつとして、頂いたご意見も踏まえ、第16条及び第17条に規定する気運醸成等を図っていきます。
40	第6条	「基本理念にのっとり、県 学校等連携協力のもと回復の支援に関する取り組みを推進するよう努めるとともに被害者の心身に受けた影響からの回復支援に関して住民の理解を促進し、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としてはどうでしょうか。県が取り組むべきとするところは、市町もそれを実行すべきと考えます。 被害者及び家族が直接生活にかかわるところに関しては、安心して生活が送れるよう支援が必要となります。そのため、市町の役割は大きいと考えます。 「推進する」「促進する」「協力する」ではないでしょうか。	4	市町に期待する役割を規定することから、原案のままと します。

番号	該当 箇所	意見	対応 区分	意見に対する考え方
41	第6条	「(以下第十四条において「性暴力の根絶をめざす取組」という。)」について、法制執務の一般的なルール にのっとり、「以下」を削るべきではないか。	1	ご意見のとおり修正します。
42	第7条	「学校等は基本理念にのっとり、性暴力を認めたら相談窓口を知らせ的確に対応し、施策に協力するよう努めるもの。」とありますが、学校こそしっかり規則を設けるべきです。被害の聞き取りなどは先生ではなくカウンセラーなど専門家が良いと思います。そうでないと先生の負担が大きいと考えます。また、先生からの被害が後を絶ちません。性教育の推進や研修を行う事や被害後の教育支援も重要で、被害により学校に行けなくなる子は少なくないです。そのためオンラインの整備など環境を整えて学習支援をおこない、被害生徒が進級進学ができるような十分な体制が必要と考えます。被害が確認されたら県が設置する相談窓口及び警察の相談窓口に相談することができるよう、第三者委員会を立ち上げ、迅速かつ的確に対応する。2、学校は施策に協力しなければならない。だと思います。教育現場が大変なことはわかりますが。	4	本条項については学校等に期待する役割を規定することから、原案のままとしますが、当県では、被害が起こった場合に適切に対応いただけるよう、対応手順などをお示しした「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック」を作成し配布してきたところであり、引き続き、学校等において速やかに適切な対応をしていただけるよう取組を進めていきます
43	第7条	「学校等は、()学校等に在籍する者に対する性暴力の防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する者に()」について、対象を明確にするため、「学校等は、()当該学校等に在籍する者に対する性暴力の防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校等に在籍する者に()」としてはどうか。	1	ご意見のとおり修正します。
44	第7条	県等が設置する相談窓口へ行きつくまでの過程においても校内への外部支援が必要ではないでしょうか。例え ば教員が事案発生を認識した場合、学校長等へ報告するという選択肢とは別に、外部窓口への通報も選択肢と してある事を明記する事が望ましいと思います。	3	当県では、これまで、被害が起こった場合に適切に対応いただけるよう、対応手順などをお示しした「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック」を作成し配布してきたところです。いただいたご意見をふまえ、引き続き、学校等において速やかに適切な対応をしていただけるよう取組を進めるとともに、相談窓口等の周知を図っていきます。

番号	該当 箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
45		「申し出があった時は適切に対応するよう努めるものとする。 また、従業員家族が被害にあった場合は、被害者の回復及び支援が行えるように、柔軟かつ適切に対応するよう努めるものとする。」としてほしい。 子どもが被害にあった場合、受診 学校サポート、警察、裁判等家族にかかる負担が精神的にも金銭的にも負担が大きいと考えます。 また、家族も精神的サポートが必要な場合もあります。産業医によるカウンセリングなど柔軟に対応できる環境を整えることが必要と考えます。	3	いただいたご意見については、従業員やその家族が性被害に遭った場合に必要な配慮を行っていただくよう、今後の施策構築にあたっての参考とさせていただきます。
46	第9条	医療機関がその役割を果たすに当たっても、第3条に定める基本理念にのっとることは重要であると考える (特に同条第4号及び第5号では医療機関が明記されている。)ので、「医療機関は」の後ろに「、基本理念 にのっとり」を加えるべきではないか。	1	ご意見のとおり修正します。
47	第9条	医療機関についても、「県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める」ことを規定する必要はないのか。	3	加害者の支援が可能な医療機関などの社会的資源を整えることが必要であることから、まずは被害者支援に関する役割を規定することとします。
48	第9条第10条	医療機関は緊急時から利用する事となりますが、受診科目が違ってくると思いますし、長期間にわたり受診されたり、支援団体のお世話になったりします。その場合、情報の共有が必要と考えます。が実際には難しいのが現状です。専門医師、看護師、コーディネーターを育成し、支援体制を整えることでしっかりと情報の共有、支援ができるのではないでしょうか。 民間主導で行うのがいいのか、県が主体となるのがよいか現在バラバラになっている支援団体とともに役割を明確にするべきである。もし、医療機関、民間支援団体にその体制を構築し維持していくためには補助金が必要となるかと思います。	3	いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせ ていただきます。
49	第11条	県は性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な体制を整備するよう「努めるものとする。」ではなくて、「しなければならない」です。	1	ご意見をふまえ、義務規定とします。
50	第12条	今回の中間案に示された内容を具現化するためには、「県が定める『推進計画』」にどのような内容が示されるのかがきわめて重要である。その策定の際にも幅広い意見聴取とていねいな議論が必要である。	2	第12条第3項において、推進計画の策定の際には県民等の意見を反映するために必要な措置を講ずると規定しており、県民など広くご意見を頂きながら策定を進めていきます。

番号	該当 箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
51		中間案に示された内容を具体的にしていくためには、ここで示された推進計画にどのような内容が盛り込まれるのかが、大変重要になってくると思います。策定の際には、幅広い意見を聴き取り、丁寧に議論していってもらうことが大切だと思います。	2	第12条第3項において、推進計画の策定の際には県民等の意見を反映するために必要な措置を講ずると規定しており、県民など広くご意見を頂きながら策定を進めていきます。
52	第12条	「前二項の規定は推進計画を変更し適切に準用する。」にした方が県民の意見がより反映されるのではないで しょうか?		計画を変更する場合にも県民等の意見を反映するために 必要な措置を講ずることとしており、県民の意見が反映 される規定となっています。
53	第13条	「予防教育等の推進」は非常に大切で、意義があることだと思っています。 学校等の子ども並びにその保護者が主な対象となっていますが、教えることになるであろう教員や保育士の多くがあまり学んでいない分野かと思います。第13条2に「教育に関する職務に従事する者に対し、性暴力への適切な対処に関する知識及び技術〜」とありますが、対処はもちろんのこと、基礎知識や子どもへの伝え方・予防教育の進め方についてもしっかり含めていただければと思います。 私は県内の学校を中心に性教育活動をおこなっていますが、予防教育の必要性を感じている先生が増えていて頼もしく感じる一方、多くの先生は何をどう教えていいかわわからなかったり、よりこや県独自の対応ハンドブックの存在さえ知らなかったりします。校内で発生しても適切な対処がなされなかったり、もどかしい事例を聞くこともあります。せっかくいいハンドブックやリーフレットが配付されても、多忙化している現場の先生方の記憶に止まっていない現状を感じています。教員対象の研修をおこなっても、任意の研修では関心がある層やある程度知識がある層しかこないので、全員に届くようにする必要があると思います。ただでさえ、性教育、性暴力予防教育は、学校や地域差、教員差が大きいのが課題です。国・文部科学省はすべての学校で「生命(いのち)の安全教育」をと言ってはいますが、残念ながらそこまで実施されていない、言葉や内容(性暴力予防教育であるということ)も知られていないように感じています。この条例をきっかけに、三重県内すべての地域・学校で、差がなく、子どもたちへの予防教育や、教員研修等が充実することを願っています。		ご意見をふまえ、「学校等において、当該学校等に関する職務に従事する者に対し、性暴力 <u>の防止及び</u> 適切な対処に関する知識及び技術」に改めました。

番号	該当 箇所	意見	対応 区分	意見に対する考え方
54		「回復の支援に関し必要な専門的知識及び技術を高め、情報の提供その他の施策や体制を講ずるものとする。」としてはどうでしょうか。県職員に移動があるのは分かりますが、県職員含めプロフェッショナルを育てることも重要です。例えば専門医師、専門看護師、加害者に対しての更生プログラムの実施に向けた専門家育成を推進する。という項目があってもよいのではないでしょうか。教育現場でおきる教師からの性暴力をどのように対応するかも、各学校に専門教員を置くことで、意識が変わり、防げる被害だと思います。	2	ご意見にある人材については本条項中の条例に定める施 策の実施に携わるものに含まれています。
55	第13条	「性暴力被害者等と同様の心理的外傷」について、「性暴力被害者等と同様」というのはハードルが高すぎるように思われ、そこまではいかなくても心理的外傷等を受けることを防止することが求められると思うのでその部分は削るとともに、心理的外傷だけではなく幅広く心身に対する悪影響が発生するのを防止すべきと考えるので、「心理的外傷その他の心身に対する重大な影響」などとしてはどうか。	3	三重県犯罪被害者等支援条例に規定する支援従事者への 代理受傷対策と同じ表現とするため、現在の記載のまま としますが、ご意見をふまえ、幅広く支援従事者の心身 に悪影響が発生しないよう取組を検討していきます。
56	第15条	「行うよう努める」とありますが、予防教育は必ず必要と考えます。そのため「行う。」としてもよいのでは ないでしょうか	4	県以外の取組も含まれることから、努力義務とします。
57	第15条	学校等の設置者は、子ども及びその保護者に対して、その発達の段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育又は啓発を行うよう努めることや性暴力被害者等の支援の必要性及び二次被害の防止について、県民の理解促進のため広報・啓発活動その他の必要な施策を講じ、県民が性暴力の根絶に自主的かつ積極的に取り組めるよう、気運の醸成を図ることを規定するとあるが、学校現場としてどのような教育内容、指導事項等が必要なのかをわかりやすく提示するとともに、教育現場の業務が過多にならないよう、現場の実情に応じた支援が必要に感じます。(専門の講師派遣による対応)推進計画を含め、丁寧な議論をしながらとりくむ必要があるように思う。	3	いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせ ていただきます。
58	第15条	15条では学校が児童生徒や保護者に対して性暴力の根絶のやめの教育や啓発を行うように努めるとありますが、 通常業務を行う中で、性暴力について教材研究をして新しい授業を作るのはかなりの負担です。小学校低学年、中学年、高学年、中学校1・2年、3年などの段階に合わせた授業内容やワークシート等、授業のパッケージ化を行って現場に提供いただけるとありがたいです。	3	いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせ ていただきます。

番号	該当 箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
59	第15条	「予防教育等の推進」については、教育内容、指導事項や教材などの具体に関して、教育現場を十分に支援する必要がある。また、学校における働き方改革の視点からも、単に業務の上乗せとならないよう、例えば講師派遣を積極的におこなうなど、現場の実情に応じた支援の充実が求められる。	3	いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
60	第15条	「予防教育の推進」については、教育内容、指導事項や教材などの具体に関して、教育現場の実態をしっかりと把握したうえで、予算面等でも十分に支援する必要があると考える。 また、学校における働き方改革の視点からも、単に業務の上乗せとならないよう、と問えば専門的な知見を持った講師派遣を積極的に行うなど、現場の実情に応じた支援の充実が求められる。	3	いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせ ていただきます。
61	第15条	「予防教育等の推進」は非常に大切で、意義があることだと思っています。 学校等の子ども並びにその保護者が主な対象となっていますが、教えることになるであろう教員や保育士の多くがあまり学んでいない分野かと思います。第13条2に「教育に関する職務に従事する者に対し、性暴力への適切な対処に関する知識及び技術〜」とありますが、対処はもちろんのこと、基礎知識や子どもへの伝え方・予防教育の進め方についてもしっかり含めていただければと思います。 私は県内の学校を中心に性教育活動をおこなっていますが、予防教育の必要性を感じている先生が増えていて頼もしく感じる一方、多くの先生は何をどう教えていいかわわからなかったり、よりこや県独自の対応ハンドブックの存在さえ知らなかったりします。校内で発生しても適切な対処がなされなかったり、もどかしい事例を聞くこともあります。せっかくいいハンドブックやリーフレットが配付されても、多忙化している現場の先生方の記憶に止まっていない現状を感じています。教員対象の研修をおこなっても、任意の研修では関心がある層やある程度知識がある層しかこないので、全員に届くようにする必要があると思います。ただでさえ、性教育、性暴力予防教育は、学校や地域差、教員差が大きいのが課題です。国・文部科学省はすべての学校で「生命(いのち)の安全教育」をと言ってはいますが、残念ながらそこまで実施されていない、言葉や内容(性暴力予防教育であるということ)も知られていないように感じています。この条例をきっかけに、三重県内すべての地域・学校で、差がなく、子どもたちへの予防教育や、教員研修等が充実することを願っています。	3	いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせ ていただきます。

番号	該当	意見	対応 区分	意見に対する考え方
62	第15条	第十五条に示されている通り、予防教育や啓発は大切だと考える。しかし予防教育の推進においては、教育内容や指導事項などにつき十分な支援を行い、教育現場の負担にならないようにすることが必要であると考える。あらかじめ教材を開発したり、現場の実情にあった講師派遣をしたり、教育現場で有効かつ負担感少ない実践が行えるよう取り計らいいただきたい。	3	いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
63	第15条	「行うよう努める」とありますが、予防教育は必ず必要と考えます。そのため「行う。」としてもよいのではないでしょうか	3	県条例において、他の主体に義務を課すことは困難ですが、子どもの性暴力防止には教育は重要であると考えていますので、ご意見も踏まえ、市町も含めて予防教育が推進されるよう、今後の取組を進めていきます。
64	第15条	「発達の段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育または啓発を行う」に関する提案。 CAP(子どもへの暴力防止プログラム)は就学前、及び就学後の発達段階に合わせた暴力防止プログラムを長年提供している実績のある団体であり、性暴力被害防止もそのプログラムに含まれています。三重県にも「CAPみえ」というグループがあり、依頼のあった幼稚園・保育園・小学校などにプログラムを提供しています。県の事業として全ての幼稚園や小学校などにプログラムを提供する価値があると考えます。	3	いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせ ていただきます。
65		「県及び市町」について、三重県内には多気中学校を設置する多気町松阪市学校組合が存在し、複数の市町によって設立された一部事務組合については市町と同じ規律を適用すべきと考えるので、「県及び市町(一部事務組合を含む。次項において同じ。)」などとすべきではないか(公立学校職員定数条例等参照)。	3	一部事務組合立の学校も対象に含むため、その旨を逐条 解説等でお示ししていきます。
66	第17条	県は週間を設け、施策に集中的に「取り組む。」です。	1	ご意見をふまえ義務規定とします。
67	第17条	「性暴力のない社会をめざす週間」について、本条例では「性暴力の根絶をめざす」というコンセプトでずっと来ているのに、なぜ「性暴力の根絶をめざす週間」ではないのか。	1	ご意見をふまえ修正します。
68	第17条	通常、条例等で「○○週間」や「○○月間」を設けるときは、その期間も条例で定めることが多いが、「性暴力のない社会をめざす週間」の具体的な期間については規定しないのか。	1	ご意見のをふまえ、具体的な期間について規定します。

番号	該当 箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
69	第18条	「第二十条に規定する支援」について、第20条第1項各号に規定する措置のことを指すのであれば、それを明確にするため、「第二十条第一項各号に規定する支援」としてはどうか。	1	ご意見のとおり修正します。
70	第18条	県はあらゆる相談者からの相談に応じるため必要な「措置を講ずる。」とした方が県の役割として適切と考える。	1	ご意見のとおり修正します。
71	第18条	「秘密の保持に最大限の注意を払って対応するものとする」について、条例の表現としてあまりこなれていないように感じ、また、性暴力に関する相談に係る秘密の保持についてはより義務付けの度合いを高めることが適切と考えるので、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第23条第1項も参考に、「秘密の保持に最大限の配慮をしなければならない」としてはどうか。	(3)	ご意見をふまえ、秘密の保持の必要性について、逐条解 説等にその考えを示していきます。
72	第19条	「前条に規定する相談窓口」について、第18条第1項では単に「窓口」となっており、第13条第2項等との平 仄を合わせるため、また、より条項を特定すべきと考えるため、「前条第一項に規定する窓口」とすべきでは ないか	1	ご意見のとおり修正します。
73	第20条	二十条に関してはおそらく「よりこ」に委託=県が行っているとの理解でよいでしょうか。専門の先生方の意見にもありましたが、「よりこ」で一般的に求められる支援体制が担えるのでしょうか?「聞くだけの窓口」となり長期にわたり支援ができるのでしょうか?電話件数も増える中、難しいのではないでしょうか?	3	いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
74	第20条	「必要な施策」について、各号で掲げられている事項は、施策というより、より具体的な措置のレベルと思われるので、「必要な措置」としてはどうか。	1	ご意見のとおり修正します。
75	第20条	性暴力被害者等には本人と家族などが含まれると考えられるが、被害者の父親と母親では心的ダメージの内容が異なる事も考えられ、特に父親は自ら支援を求めにくい環境があると感じる。故に、父親への支援の必要性 は何らかの形で示して頂くと良いと思います。	3	被害者とその家族への支援は重要であり、被害者の母親だけでなく父親への支援もまた重要であると認識しています。いただいたご意見をふまえ、逐条解説等でお示ししていくとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。
76	第21条	「支援条例に規定する犯罪被害者等に対する支援に関する規定を適用する」について、他法令(条例)への委任規定として見慣れない表現で違和感があるので、「支援条例の定めるところによる」としてはどうか。	1	ご意見のとおり修正します。

番号	該当 箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
77	第21条	「()支援に関し、その被害の特性に応じた支援について必要な配慮を加えるものとする」について、「支援」が繰り返されくどく感じるので、「()支援に関し、その被害の特性に応じて必要な配慮を加えるものとする」としてはどうか。	1	ご意見のとおり修正します。
78	第22条	加害者とその家族支援も必要と考えるが、加害者=犯罪者と考えるなら児童相談所や刑務所と連携して社会復帰を目指した更生プログラムが必要となります。また医療機関との連携も必要となります。再発防止を確固たるものにするなら、「性暴力の加害者及びその家族の求めに応じ」ではなく、「加害者の再発防止及び社会復帰に向け、更生プログラム及び教育支援または医療支援、その他必要な支援を行う」だと思います。上記を踏まえ「加害者が子供の場合には、保護者と連携し発達の段階に応じた、必要な教育と支援を行う」だと思います。 県は「加害者等が相談しやすい環境の整備を整える。」だと思います。	3	第22条は、再犯防止の観点から、加害者を罰するのではなく、更生に向けた立ち直りと社会復帰に向けた支援の観点で規定しています。ご意見をふまえ、より加害者が相談につながるようまた、支援にあたっては、関係機関と連携し、取組を進めていきます。
79	'	「加害者が子どもの場合には、子どもの意思を尊重のうえ」 あくまで、被害者の意思の尊重を優先するべきであると考えます。また、子どもが加害者の場合には、その児 が家庭や学校、習い事などで性的虐待を受けた反応としての性化行動の可能性を検討すべきと考えます。	3	条例で規定する再発防止は加害者の更生に向けた支援としての位置づけであることから、加害者である子どもについてもその意思も尊重しながら支援を行うものと考えています。または、子どもが加害者の場合の背景については、ご意見をふまえ、関係機関と連携しながら取り組んでいきます。
80	第22条	性暴力加害者に対する支援、治療は、あくまで被害者支援の目的の一部として行われるべきであると考えます。「加害者が治療を受けている」が情状酌量の根拠として用いられる場合がありますが、それは被害者の妥 当な処罰感情の否定といった二次加害になり得ると考えます	3	性暴力を根絶するためにはこれ以上被害者を生むことが ないよう、性加害をなくすことが重要であると考えてい ます。ご意見をふまえ、今後の施策の検討、取組の推進 にあたっては、被害者の心情に配慮しながら進めていき ます。

番号	該当 箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
81	第22条	「子どもの意思を尊重のうえ」について、性暴力の加害者が子どもであったとしても、その生じせしめた結果は重大であって、たとえ当該子どもが介入を拒んだとしてもなんらかの措置を講ずるのは当然であり、あえて「子どもの意思を尊重のうえ」と規定する必要はあるのか。なお、この文言を規定する場合も、常用漢字を用いるという観点から、「子どもの意思を尊重の上」とすべきではないか。		令和5年4月に施行された、こども基本法の基本理念では、「全てのこどもについて、(中略)意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。」とされており、いわゆる「子どもアドボカシー」の理念が反映されています。このことを踏まえ、子どもの意思の尊重は必要なものと考えているところです。
82	第22条	「保護者」について、対象を明確にするため、「その保護者」としてはどうか。	1	ご意見のとおり修正します。
83	第22条	「発達の段階に応じた性暴力の加害を防止するために必要な支援」について、「発達の段階に応じた」がどこにかかるのか読みづらく(一見「発達の段階に応じた性暴力」と読める。)、また、既に加害をしているのであるから、再発を防止するという趣旨を明確にするため、「更なる性暴力の加害を防止するための発達の段階に応じた必要な支援」などとしてはどうか。	1)	ご意見のとおり修正します。
84	第22条	加害者支援は重要であると考える。しかし、同一事案の被害者を置き去りにしての加害者支援には疑問。加害者の社会復帰は被害者の社会復帰が前提ではないでしょうか。少なくとも、被害者の納得は最低限必要と考えます。加害者への支援が被害者への二次被害へとならないように配慮する事は極めて重要。ここへの配慮は被害者の社会復帰への第一歩と考えます。	3	被害者に対する二次被害を防止するため、十分な配慮を 行ったうえで加害者の立ち直りに向けた支援を行うこと が重要です。いただいたご意見は今後の施策の参考とさ せていただきます。
85	第23条	「県 市町 学校及び事業者は性暴力が発生しない環境づくりを推進する。」です。	3	県以外の主体の取組も含まれることから、努力義務としています。
86	第23条	「性暴力が発生しない環境づくり」について、学校等にその環境づくりにつとめるよう示されているが、その とりくみが現場まかせとならないように、情報提供はもとより、その具体的な支援や必要な人員の配置につい て明記すべき		ご意見をふまえ、今後の具体的な施策について検討を進め、推進計画等でお示ししていきます。
87	第23条	性暴力の根絶のためには、第23条にあるような県、市町、学校等及び事業者がそれぞれの立場において、発生しないための環境づくりに努めることは非常に大切であると考えます。しかし、第23条に、「県、市町、学校等及び事業者は、性暴力が発生しない環境づくりに努めるものとする。」とありますが、とりくみが現場任せとならないようにすべきです。そのためにも、第23条2に「県は…情報の提供、広報及び啓発その他の必要な施策を講ずる」と書かれていますが、情報提供はもとより、具体的な支援をより充実させていくことが必要であると考えます。		いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせ ていただきます。

番号	該当 箇所	意見	対応 区分	意見に対する考え方
88	第23条	「性暴力が発生しない環境づくり」で、学校等にその環境づくりにつとめるよう示されているが、そのとりく みが現場まかせとならないよう、情報提供はもとより、その具体的な支援を充実させることが必要である。	3	いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせ ていただきます。
89	第23条	「性暴力が発生しない環境づくり」に必要な施策を講ずるものとするとあるが、様々なことを現場任せとする ではなく、具体的な施策を示していただきたい。	3	いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
90	第23条	「性暴力が発生しない環境づくり」について、具体的にどのような取組をするのか不明瞭なため、具体的な取 組の例示をするなど、より分かりやすい表現となるよう工夫してはどうか。	3	ご意見をふまえ、逐条解説等でお示ししていきます。
91		「その他の支援の目的以外に使用してはならず」について、支援及び環境の整備に関して取得した個人情報なので、支援だけではなく環境の整備についても使用することは妥当と考えるので、「その他の支援及び環境の整備の目的以外に使用してはならず」とすべきではないか。	3	相談に係る個人情報はその目的のみに限定するべきと考え、現行のままとしますが、ご意見も踏まえ、統計的な情報などを性暴力の発生しない環境づくりに生かしていきます。
92	第25条	県は性暴力の根絶をめざすなら、「必要な財政上の措置を講ずる。」が一番重要です。性暴力を根絶するための予算は必ず必要です。 人材の確保 環境整備 教育予算 医療措置協定等、条例ができてもそれが実行できるように予算をつけ、どこがどのように体制を整えるかが一番大切だと考えます。 医療機関としてもボランティアで支援をすることが難しいと思います。やはり専門的な人材を育てるためには補助金は必要です。		既存の県条例と同様努力義務のままとしますが、ご意見 も踏まえ、施策を進めるために必要な財政措置を講じて いきます。